

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



全国税理士共栄会

正会員・準会員用



SOMPO JAPAN

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

## 法的トラブルの強い味方 弁護士費用補償



2つ(弁護士費用、法律相談・書類作成費用)の  
保険金で気になる費用をしっかりサポート

# 安心 さらに アップ!

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●幹事代理店(全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1  
新宿エルタワー29F  
TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1  
TEL03-3349-5402 : FAX03-6388-0161  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは必要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。( <https://www.sonpo.or.jp/> )

●事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは必要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

●ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

保険  
期間

2025年3月1日(午後4時)～  
2026年3月1日(午後4時)まで  
(このパンフレットは2025年3月1日～  
2026年2月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も  
毎月受付中

加入依頼書が毎月15日までに保険会社に到着した場合、保険期間は翌月1日から2026年3月1日までとなります。  
(15日が休業日の場合は直前の営業日が適切となります。)

おかげさまで  
加入者約2万人!

VIP大型総合保障制度

団体割引  
30%

# 新・団体医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約・介護一時金支払特約等セット団体総合保険)

# 基本補償 (MAまたはMB) を選ぶ。 オプション [三大疾病診断・がん上乗せ・弁護士費用・個人賠償責任]、介護サポートをプラスする。 それだけで、お客様のニーズに合わせた医療補償ができあがります。

MAかMBのどちらかを  
選択してください。

(保険期間1年、団体割引30%、手術保険金倍率変更特約および  
重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約セット)

D～Gのオプションを任意に選択します。  
(※F・Gのみどちらかを選択してください。)

基本補償のみでもご加入になれます。

### 補償内容

※基本補償の保険金額は1口あたりです。(最大4口まで)

基本補償		MA (または) MB	C (自動付帯)
<b>病気・ケガで入院されたとき</b> <small>[疾病入院保険金]</small> 1回の入院120日限度、通算支払限度1,000日 <small>[傷害入院保険金]</small> 1事故120日限度		入院初日から1日につき <b>5,000円</b>	<b>先進医療等 費用補償 特約</b> <b>500万円</b>
<b>病気・ケガで所定の手術を受けられたとき</b> <small>[疾病手術保険金]</small> <small>[傷害手術保険金]</small>	重大手術 入院中に受けた手術 <b>20万円</b>	重大手術以外 外来で受けた手術 <b>10万円</b> <b>2.5万円</b>	
	<b>病気・ケガで通院されたとき</b> <small>[疾病退院後通院保険金]</small> 90日限度、継続して4日を超える入院で退院後に通院の場合 <small>[傷害通院保険金]</small> 90日限度、入院を伴わない場合でも対象		

オプション		
D	E	F (または) G
<b>三大疾病 診断保険金 支払特約</b> <b>100万円</b>	<b>がん補償 上乗せパック</b> がん診断保険金 <b>100万円</b> がん入院保険金日額 <b>10,000円</b> がん手術保険金 (重大手術の場合) <b>40万円</b> (重大手術以外の場合) (入院時) <b>20万円</b> (外来時) <b>5万円</b> がん外来治療保険金日額 <b>5,000円</b> がん退院一時金 <b>10万円</b>	<b>弁護士費用補償</b> 弁護士費用 (自己負担割合10%) 通算 <b>300万円</b> 限度 法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円) 通算 <b>10万円</b> 限度 <b>個人賠償責任補償</b> 1回の事故につき <b>1億円</b> 限度

介護サポートプラン	
K300 (または) K500	介護一時金
<b>介護サポートプラン</b> 介護一時金 <b>300万円</b>	介護一時金 <b>500万円</b>

介護サポート  
プランの  
単独加入も  
OK!  
詳細はP9を  
ご確認ください

### 月払保険料

団体割引 **30%**

※基本補償 (MA・MB) の月額保険料は1口あたりです。(最大4口まで変更)  
※基本補償 先進医療等費用補償特約 (C) につきましては自動付帯となります。

満年齢	MA (または) MB	C
～24歳	600円 / 1,230円	40円
25～29歳	750円 / 1,380円	
30～34歳	860円 / 1,490円	
35～39歳	910円 / 1,560円	
40～44歳	960円 / 1,630円	
45～49歳	1,130円 / 1,800円	
50～54歳	1,400円 / 2,100円	
55～59歳	1,920円 / 2,720円	
60～64歳	2,530円 / 3,400円	
65～69歳	3,600円 / 4,580円	
70～74歳*	5,270円 / 6,360円	
75～79歳*	6,960円 / 8,240円	

D	E	F (または) G
20円	140円	730円 / 610円
80円	150円	
150円	260円	
260円	380円	
450円	560円	
730円	1,010円	
1,080円	1,660円	
1,640円	2,360円	
2,380円	3,340円	
3,260円	4,880円	
4,680円	6,120円	
6,080円	7,140円	

K300 (または) K500	満年齢
230円 / 390円	50～54歳
490円 / 810円	55～59歳
970円 / 1,610円	60～64歳
1,650円 / 2,750円	65～69歳
3,510円 / 5,840円	70～74歳*
7,350円 / 12,250円	75～79歳*
14,790円 / 24,650円	80～84歳*

※準会員の新規加入は満69歳までとなります。

※新規加入は、正会員は満79歳まで、準会員は満69歳までご加入いただけます。

**合計保険料の計算方法**  
基本補償の保険料に、選択したオプションの保険料を加算します。

$$\text{基本補償 MAまたはMB (4口まで)} + \text{基本補償 先進医療 (C) (自動付帯)} + \text{三大疾病 (D)} + \text{がん上乗せ (E)} + \text{弁護士費用 (ForG)} + \text{介護 (K300orK500)} = \text{合計保険料}$$

円 × 口数 = 円 + 40円 + 円 + 円 + 円 + 円 = 円

(注) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。●保険料は、男女の区別なく同一です。●本保険は介護医療保険料控除の対象になります。ただし、個人賠償責任補償特約保険料および弁護士費用補償特約基本補償・オプション新規加入は正会員は満79歳まで、準会員は満69歳までご加入いただけます。●基本補償・オプション継続加入は正会員・準会員共に満79歳までご加入いただけます。●介護サポートプラン新規加入は正会員は満50歳以上、満79歳まで、準会員は満50歳以上、満69歳までご加入いただけます。介護サポートプラン継続加入は正会員・準会員共に満84歳までご加入いただけます。

体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。●ご契約は1年ごと更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。保険料を除きます。(2024年9月現在) 79歳までご加入いただけます。 79歳までご加入いただけます。

# 医療保険

最大4口まで  
加入いただけます

## 充実の 基本補償

### 病気もケガもワイドに補償。

●日帰り入院(※)から長期入院・繰り返し入院までしっかり対応。  
しかも、天災(地震・噴火またはこれらによる津波)によるケガも補償対象です。

(※)日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

病気・ケガによる	入院補償 (MAまたはMB)	入院された場合、1日目から入院保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額 <b>5,000円</b> (基本補償に1口ご加入の場合) ●病気：1回の入院120日限度、通算1,000日限度 ●ケガ：1事故120日限度、通算支払限度なし
	手術補償 (MAまたはMB)	手術を受けられた場合、手術保険金をお支払いします。 (一部の軽微な手術は対象外です。) ●重大手術の場合 <b>20万円</b> (基本補償に1口ご加入の場合) ●重大手術以外の場合 入院中に受けた手術 <b>10万円</b> 外来で受けた手術 <b>2.5万円</b> (基本補償に1口ご加入の場合)
	通院補償 (MB)	通院された場合、通院保険金をお支払いします。 ●通院保険金日額 <b>3,000円</b> (MBプランに1口ご加入の場合) ●病気：継続して4日を超えて入院され、退院後に通院された場合(90日限度) ●ケガ：入院を伴わない場合でもお支払い(90日限度)
	先進医療・臓器移植補償 (C)	病気・ケガにより、 <b>先進医療(注)</b> や <b>臓器移植術</b> を受けられた場合の費用を補償します。 ①先進医療に係る費用 ②先進医療対応病院への交通費等 ③臓器移植に使用する臓器を摘出する手術費用や輸送費 など ●最高 <b>500万円</b> (注)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html</a> )

- ご加入にあたり医師の診査は不要です。  
被保険者ご本人の「健康告知書」の提出が必要になります。  
健康告知書の内容によってはご加入をお断りする場合がございます。
- 新規加入は**正会員は満79歳まで、準会員は満69歳まで**ご加入いただけます。  
継続加入は**正会員・準会員ともに満79歳まで**ご加入いただけます。

〈告知の大切さについてのご説明〉

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけません。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
- ※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

三大疾病と  
診断されたら  
**100万円**  
お支払い

がんの場合は、  
上乗せ  
**100万円**  
お支払い  
(がん診断保険金)

弁護士費用  
通算**300万円**  
補償  
個人賠償責任  
最高**1億円**補償

## 選べる オプション

**POINT!**「まとめて受け取れる補償」がもしものとき大いに役立ちます!

三大疾病診断補償、がん補償上乗せパックがプラスできます。  
さらに、もしもの法的トラブルに備えて、  
弁護士費用補償と個人賠償責任補償もご用意。  
あなたに必要な補償を選んで、基本補償にプラスできます。

### 三大疾病 診断補償 (D)

- ①初めてがん診断された場合 ②がんが完治後、再発・転移した場合
- ③がんが新たに生じた場合
- ④急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます。)または脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始した場合に保険金をお支払いします。
- 100万円**

### がん補償 上乗せパック (E)

- がんになられた場合、診断から退院までトータルに補償します。
- がん診断保険金 **100万円**
- がん入院保険金 日額**10,000円**
- がん手術保険金 **40万円**(重大手術の場合)・**20万円**(入院時)・**5万円**(外来時)
- がん外来治療保険金日額 **5,000円**  
がんで通院(入院を伴わない通院や往診だけの治療を含みます。)された場合(45日限度)
- がん退院一時金 **10万円** がんで継続して20日を超えて入院され、無事に退院された場合

### 弁護士費用 補償 (FまたはG)

- 次の法的トラブルがあった場合、弁護士費用を補償します。
- ①被害事故 ②人格権侵害 ③借地・借家 ④遺産分割調停 ⑤離婚調停
- 弁護士費用(自己負担割合10%) 通算**300万円** 限度
- 法律相談・書類作成費用(自己負担額1,000円) 通算**10万円** 限度
- ※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

### 個人賠償責任 補償 (Fのみ)

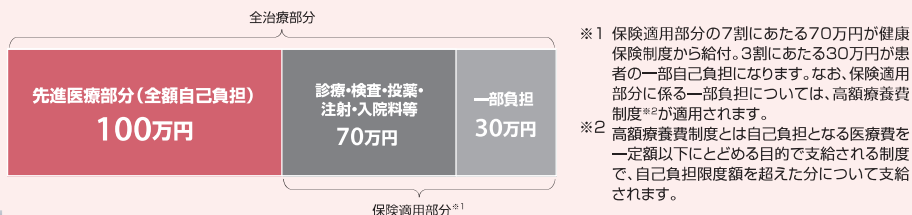
- 日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。
- 1回の事故につき **1億円** 限度 **示談交渉サービス付(国内のみ)**

P7~8をご確認ください。

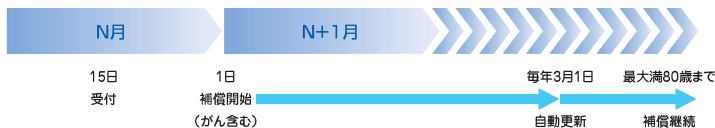
ご存じですか?  
**先進医療**

先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を用いた医療をいいます。なお、先進医療に係る費用のうち、診察、検査、入院料などの基礎的療養部分に係る費用は保険外併用療養費として公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療の技術に係る費用は自己負担となります。

【ケース】総医療費が200万円、うち先進医療の技術に係る費用が100万円の場合



補償開始と  
保険期間の  
継続について



ご加入例とお支払例

40歳のAさんが以下のプランにご加入の場合

基本補償(MA)2口・先進医療C	+	オプション (三大疾病D・がん上乗せE)	=	合計月払保険料 2,970円(年間保険料35,640円)
------------------	---	-------------------------	---	---------------------------------

Aさんは、定期的に受けている健康診断で肝臓がんの疑いがあると指摘され「要検査」とのコメントにより、総合病院にて精密検査を受け「肝臓がん」と診断確定された。他への転移はないものの「肝臓がん」が進行していたため、先進医療を行うことを勧められた。先進医療を行うことができる病院を紹介され治療した結果、35日間で退院することができた。

こんなに  
かかっても!

入院治療にかかった費用  
合計 **423.5万円**

- 先進医療の技術料 ..... (全額自己負担) 300万円
- 入院費(個室料) ..... 1日 21,000円 × 35日間 = 73.5万円
- それ以外の治療費 ..... (自己負担分) 50万円

こんなに  
安心です!

受け取った保険金  
合計 **620万円**

- 先進医療等費用保険金 ..... (実費払) 300万円
- 三大疾病診断保険金 ..... 100万円
- がん診断保険金 ..... 100万円
- 疾病手術保険金 ..... 20万円
- がん手術保険金 ..... 20万円
- 疾病入院保険金 ..... 1日 10,000円 × 35日間 = 35万円
- がん入院保険金 ..... 1日 10,000円 × 35日間 = 35万円
- がん退院一時金 ..... 10万円

※実際のお支払いはご加入の内容や病気またはケガの状態により異なります。

Q&A ご質問にお答えします。

Q1 | 日帰り入院とは  
なんですか?

A このプランは「日帰り入院」も補償します。「日帰り入院」とは日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

Q2 | 日帰り手術は  
どうでしょう?

A たとえば、白内障・緑内障などは入院せずに手術することが可能となっています。このプランは、そのような入院を伴わずその日のうちに退院できる「日帰り手術」の場合でも保険金支払いの対象となります。

Q3 | 地震によるケガも  
補償されますか?

A このプランは地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償の対象になります。自然災害が気になる今だから、安心感が違います。

Q4 | がんの補償も補償開始日以降に  
すぐ開始されますか?

A はい。開始日から補償が開始されます。がんでの入院の場合には、日数無制限で補償されます。

Q5 | 先進医療を受けに  
遠くまで行く場合の移動費は?

A 先進医療等費用補償特約では、飛行機や列車など、先進医療対応の医療機関への交通費も保険金額を限度に補償されますので安心です。

Q6 | 先進医療の費用は  
何度でも支払われるの?

A 先進医療等費用補償特約は、500万円が限度となりますが、通算の限度額設定はございません。したがって、一度先進医療費用の保険金支払いがあっても、別で先進医療の施術を受けられた場合には、別途500万円限度で保険金をお支払いできます。

SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの新・団体医療保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間) 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(Webストレスチェック)サービス

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。  
 ※ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。  
 ※ご利用は日本国内からに限ります。

※ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。  
 ※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
 ※ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

# さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

## Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起ったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

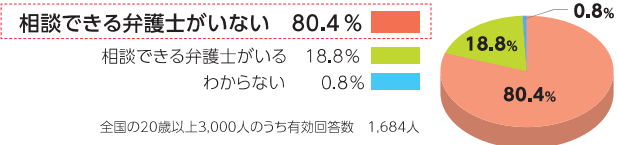
「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」  
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護士のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、  
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

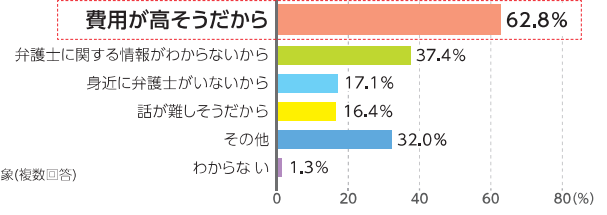
## Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。



## Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



みなさまの声にお応えて、  
**弁護のちから**は  
あなたの **ちから** になります!

## 個人賠償責任補償 + オプション

「安心・安全」な日常生活をおくるためには、賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。

- (※)「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。
- ① 被保険者本人
  - ② 本人の配偶者
  - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
  - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
  - ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)
  - ⑥ 本人に関する事故にかぎります。
  - ⑦ ③から⑥までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)
  - ⑧ ⑦の責任無能力者に関する事故にかぎります。

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

## 弁護士費用補償

### 「弁護のちから」が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者  
被保険者ご本人 お子さま  
次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

- ① **人格権侵害** (※2)
  - ことかじめにない、登校拒否の状態になった。
  - 音の交際相手からストーーカー行為をされている。
  - ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめや誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
  - 電車で痴漢被害を受けた。
- ② **被害事故**
  - 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
  - インターネット通販の会社から、本物といわれて、偽物のブランド品を売られた。
- ③ **借地・借家**
  - 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
  - アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
  - 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

トラブルの当事者  
被保険者ご本人  
次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士などの各種費用が対象**となります。

- ④ **遺産分割調停**
  - 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続となった。
  - 母がすべて遺産を兄に相続させたとして遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたことになり、調停で手続することとなった。
- ⑤ **離婚調停** (※3)
  - 夫婦間で協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
  - 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

! 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

✗ 以下のようなトラブルは **保険金のお支払いの対象になりません。**

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利引の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 贈與や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。  
(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。  
(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。 国内補償(※)

### ① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

- 保険金額(保険期間1年間につき) **通算 300万円 限度**
- お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

### ② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

- 保険金額(保険期間1年間につき) **通算 10万円 限度**
- お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) 1,000円

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

! いずれの保険金も、**弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要**となります。

### お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

2回にわたるスピーク・カー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。告の話し合いの末、本日に嫌がっていることを相手も理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円 着手金 15万円、報酬金 25万円	→	弁護士費用保険金のお支払い額 40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = <b>36万円</b>
法律相談・書類作成にかかった費用 1万円	→	法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円 - 1,000円(自己負担額) = <b>9,000円</b>
		<b>合計 36万9,000円をお支払い</b>

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近になくても安心! 保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

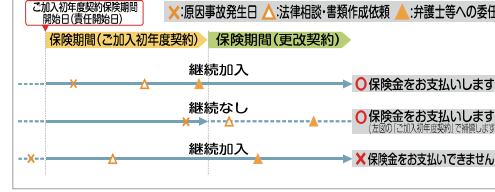
「被害事故・嫌がらせ相談窓口」 被害事故または人格権侵害への対応が必要な際、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等、トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございます。(注3) ご利用は日本国内からになります。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。事故サポートセンター【受付時間】24時間365日 0120-727-110

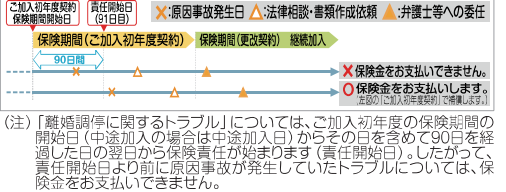
## 弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼のみとし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

### 【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



### 【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

# 介護サポートプラン

安心さらにアップ!

全税共の 新・団体医療保険

所定の要介護状態になった場合、介護一時金をお支払いします!

ご自身、そしてご家族に介護が必要となったときに備えて、「介護」について一度考えてみませんか?

## あなたにももし万が一のことが起きたら…

### 家族の負担が心配

親の介護で疲れている家族を見ていると、自分に介護が必要になったときには負担をかけたくないなあ。



### お金のことが心配

子供の学費や家のローンでまだまだお金がかかるし、自分に介護が必要になったときのことが心配だなあ。



ご本人

### 自分の介護に対する不安

- 第1位 家族の肉体的・精神的負担
- 第2位 公的介護保険だけでは不十分
- 第3位 家族の経済的負担
- 第4位 介護サービスの費用がわからない

※出典：生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/平成25年度

## 「介護」のこと、ご存知ですか?

1 介護期間は平均で「約5年1か月」です!

介護期間は全体の16%が10年以上、30%が4年から10年未満であり、長期間にわたる介護への備えが必要となります。

※出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度

2 介護には継続して費用がかかり、月平均は8.3万円です!

公的介護保険制度には要介護区分に応じて支給限度額があり、支給限度額を超えた部分については利用者の全額自己負担になるほか、配食サービスやショートステイ先での食費などは支給対象外となります。

公的介護保険の1割または2割自己負担分

公的介護保険の支給限度額超過分

公的介護保険で対象外となるサービス利用費

= 毎月定期的にかかる費用<sup>※2</sup>

月平均 **8.3万円**<sup>※1</sup>

〈介護全体でかかる費用〉 8.3万円 × 5年1か月 = 約506万円

※1 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度

※2 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます

## 介護に必要な用具・設備(購入・施行した場合)の一例(介護一時金の活用例)

<p>●車いす</p> <p>自走式 4~15万円 電動式 30~50万円</p>	<p>●特殊寝台</p> <p>15~50万円 ※機能により金額は異なる</p>	<p>●ポータブルトイレ</p> <p>水洗式 1~4万円 シャワー式 10~25万円</p>	<p>●手すり (廊下・階段・浴室用など)</p> <p>1万円~ ※工事費別途 ※サイズ・素材により金額は異なる</p>
<p>●階段昇降機 (いす式直線階段用)</p> <p>50万円 ※工事費別途</p>	<p>●リフト</p> <p>据置式 20~50万円 レール走行式 50万円~ ※工事費別途</p>	<p>●有料老人ホーム (介護付き終身利用型の場合)</p> <p>入居一時金 500~3,000万円 月額利用料 10~30万円/月</p>	<p>介護には思った以上にお金がかかりそうね</p>

生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月版

## 介護サポートプランの特長は?



### 1 要介護2相当から一時金の支払対象となります!

- 病气やケガで所定の要介護状態になった場合に、介護一時金をお受け取りいただけます。
  - 公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合、または、損保ジャパンが定める所定の要介護状態<sup>(注)</sup>となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に、保険金の支払対象となります。
- (注)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

### 2 団体割引30%適用!

- 団体契約による割引が適用されており、割安でご加入いただけます。

### 3 正会員の方は満79歳まで新規加入が可能です。準会員の方は満69歳まで新規加入が可能です。

- 満年齢50歳からご加入が可能となります。
- 継続は、正会員・準会員共に満84歳までとなります。

### 4 介護サポートプランは単独加入もOK!

- 基本補償と重ねてご加入することも可能です。

補償内容	介護サポートプラン		
	K300	または K500	
介護一時金	300万円	500万円	
月払保険料	満年齢	K300	K500
	50~54歳	230円	390円
	55~59歳	490円	810円
	60~64歳	970円	1,610円
	65~69歳	1,650円	2,750円
	70~74歳 <sup>*</sup>	3,510円	5,840円
	75~79歳 <sup>*</sup>	7,350円	12,250円
80~84歳 <sup>*</sup>	14,790円	24,650円	

団体割引 30%

※新規加入は、正会員は満79歳まで、準会員は満69歳までご加入いただけます。

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- 介護一時金支払特約は介護医療保険料控除の対象となります。(2024年9月現在)

## ●要介護度の身体状態の目安

要介護度	身体の状態(例)		
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多く、問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1	軽度の介護を必要とする状態	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	2	中等度の介護を必要とする状態	食事や排泄の一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	3	重度の介護を必要とする状態	食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりでできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
4	最重度の介護を必要とする状態	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。	

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約、介護一時金支払特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：全国税理士共済会
- 保険期間：2025年3月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2025年2月3日
- 引当条件(保険金額等)：保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：全団員(正会員)と正会員の直系親族、正会員の承認が必要とする。
  - 被保険者：全国税理士共済会の正会員および正会員の承認が必要とする。ただし、介護一時金費用補償のあるF-Gプランに加入される場合は未成年者を除きます。正会員：税理士会会員
- お支払方法：
  - ①口座振替・月払方式のみとなります。(12回払い)
  - ②本制度の保険料収納業務の委託会社は奥税協共済会とします。
  - ③預金口座振替依頼書が所定の締切日までに幹事代理店経由で奥税協共済会に提出された場合には、1回目の保険料は4月22日、2回目以降毎月22日に口座振替されます。(ただし、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)
  - ④ゆうちょ銀行からの口座振替はご利用できません。下表のとおり必要書類をご記入の上、ご加入窓口の全税共取扱代理店までご送付ください。
- お手続方法：
 

ご加入対象者		お手続方法
新規加入の皆さま		加入依頼書兼報告書および口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、ご提出いただけます。
加入者の留意事項	前年と同条件のプランで継続加入を行う場合	書類の提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	ご加入窓口の日祝サービスまでご連絡ください。
	継続加入を行わない場合	ご加入窓口の日祝サービスまでご連絡ください。
- 中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付日は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年3月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、保険期間開始日の翌月22日から毎月口座振替されます。(15日過ぎの受付分は翌々月1日)からの脱退となります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の全税共取扱代理店までご連絡ください。毎月15日までの受付日は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)からの脱退となります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返戻金：この保険には、満期返戻金・金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

【疾病保険特約】  
 被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき120日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為等)を除きます。核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または競争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等※2の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頭(けい)部怪傷群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見※3のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など ※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体個人またはこれと連帯するものごその行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術※1を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※1 先進医療に該当する手術 ※2 放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術※3以外) < 入院中に受けた手術の場合 > 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×20(倍) < 外来で受けた手術の場合 > 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍) 重大手術※3 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中外来を問わず、40倍となります。 ※1)以下の手術は対象となります。 ①脳腫瘍手術、脳脊髄切開術、デブリードマン、骨または関節の腫瘍または徒手的正整復術・整復固定術および接骨術、接骨術、骨髄摘出術、骨髄移植、骨髄移植の手術、疾病を直接の原因としない対症手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳がん再建術、視力矯正を目的としたレーザー冷却凝固による眼球手術(レーシック手術等) ※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出する手術をいいます。 ※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①閉鎖手術(穿頭術を含みます。)、②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腺鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術を含みます。)、③心臓・大動脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術、④四肢切断術(手指・指指を除きます。)、⑤腎臓(せきすい)腫瘍摘出術、⑥日本国内で行われた、ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術※1 ※2を受けた場合は、保険期間中に確認検査※3を受けた時を被った時とみなし、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 ※1)組織の機能に障害がある者に対して、骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 ※2)ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて1年経過した後にお支払いの対象となります。 ※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクからの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数(保険金の額)以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高い手術が1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の先進医療に該当する手術を含みます。②を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術※1に該当するときは、同一手術期間※2に受けた一連の手術※1については、疾病手術保険金の額の最も高い手術が1つの手術についてのみお支払いします。 ※1)一連の手術とは、医師診療報酬点数表または医師診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた手術を指し、手術料が1回のみ算定されるものをいいます。 ※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて30日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医師診療報酬点数表または医師診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められた手術を受けた場合は、その手術料が1日につきお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院1日につき退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院につき、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院は、ただし、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額×通院した日数	※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「家族療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。これは、医学的・神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(注)初年度加入の締結後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後入院を開始した場合を除きます。  
 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額  
 ②被保険者が入院を始めた時のお支払条件により算出された保険金の額

## SOMPO 笑顔倶楽部のご案内

介護一時金支払特約がセットされた新・団体医療保険の加入者さまおよび被保険者さま、  
 そのご家族の方限定でご利用いただける、「SOMPO笑顔倶楽部」をご案内します。

- 【SOMPO笑顔倶楽部】は、介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービスです。
- ・MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、方が一介介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。
  - ・保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。

### 「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

- 認知症知識・最新情報**  
 認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
- 認知機能チェック**  
 認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
- サービスナビゲーター**  
 お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
- 認知機能低下の予防サービスの紹介**  
 予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。  
 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
- 介護に関するサービスの紹介**  
 SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。  
 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

(注1)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。  
 (注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。  
 (注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。  
 (注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をしますものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。  
 (注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。





**【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】**

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>弁護士費用</b> 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象 ※ 弁護士費用 ※ 法律相談・書類作成費用保険金	保険金種類 お支払いする保険金の額 弁護士等への委任 <sup>(※1)</sup> によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いたします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%) 弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いたします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円	【各トラブル固有の事由】 前記①に該当する場合 ⑩自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事に関するトラブル ⑪医師等が行う診察、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑫あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑬薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授けまたはこれらへの指示 ⑭身体美容または整形
	(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いたします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3) 遺留分償還請求とは、被保険者の遺留分の償還に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金お支払される最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	前記①・②・③に該当する場合 ④被保険者または被保険者の未成年の子との親族との間で発生した事由 前記④・⑤に該当する場合 ⑥環境汚染 ⑦環境ホルモン、石棉またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑧騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑨電磁波障害 前記⑥に該当する場合 ⑩被保険者の行為に起因して発生したことが明らかと認められる離婚調停に関するトラブル

**【個人賠償責任補償（個人賠償責任補償特約）】**

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>個人賠償責任</b> (国内外補償)	日本国内または国外において、被保険者 <sup>(※1)</sup> が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いたします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 <sup>(※1)</sup> の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) <sup>(※2)</sup> を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 <sup>(※3)</sup> を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の同居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ、からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話、スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが1mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・酒類 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核放射物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両・銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自発行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ <sup>(※2)</sup> または紛失 ・詐欺または盗取 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア、からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる労働力者が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車 <sup>(※3)</sup> および歩行補助車、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた状態を忘れることを行います。 (※3) 身体障がい者により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎります。遠隔操作により運行させることができるものを除きます。

(※) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することはありません。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。<sup>(※2)</sup>  
 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

**その他ご注意ください**

●特定疾病等対象外特約について  
 ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。  
 (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病(注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A 群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B 群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C 群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿管の結石 など
D 群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肺膜炎、腫胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺膿瘍、自然気胸 など
E 群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心臓病、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F 群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しゅよう症、後縦靭帯骨化症 など
H 群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜剥離 など
I 群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受け条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間中の途中での削除はできません。  
 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。  
 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

**用語のご説明**

用語	用語の定義												
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生時												
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時												
2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)												
3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みます。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。 被保険者の未成年の子 被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償において、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは借家に関する原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないもの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたって継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎります。												
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												
未 婚	これまでご結婚歴がないことをいいます。												
が ん	「厚生労働省大臣官房統計情報部、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン「公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。												
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 <sup>(※)</sup> が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。												
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。												

用語のご説明

用語	用語の定義
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合には生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。 「急激」とは、突発的に発生することをあり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直線的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からによることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
外来治療(がん)	病院等において行われる診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院に於いて、最初の入院の開始日から始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病)について、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。*)により再び入院された場合は、最初の入院を含めて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体障害を被った場合は、前後の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間間に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	① ①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ② 次の医療保険料率における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ③ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ  
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
  - 加入依頼書・告知書に記入したく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
  - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
  - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の「記載事項」として、ご加入に際して損保ジャパンが告知を求めたものをいいます。他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方(被保険者)がご認識している病気、症状名が告知書にある病気、症状名と一致しなくても、医学的にその病気、症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴が一致、告知書にある病気、症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
  - ★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- \*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後も、ご加入初年度の保険期間開始時(※)からその日を含めて1年以内に(保険金の支払事由)が発生した場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※) 保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の期間を含みます。)\*等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「(保険金の支払事由)」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「(保険金の支払事由)」と解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間開始時(※)からその日を含めて1年以内、ご加入初年度のご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合  
ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合  
●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。  
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)\*等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知しなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約(傷害保険特約)】

- ご加入初年度の保険期間開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に(保険金の支払事由)(入院を開始された場合や手術を受けた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注1) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に問わず、補償対象とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (注2) がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のいずれかによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に(保険金の支払事由)が生じた場合も保険金をお支払いできません。
- (※1) 継続時に新たな補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットの日をいいます。
- (※2) 医師の診断した発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断より初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

- ご加入初年度の保険期間開始日の前日またはがん診断確定された場合は、被保険者とその事実を知っている方(ご本人とご本人以外)にかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時が発生しなかったものとして取り消すことをいいます。)\*となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者ごその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。
- ただし、ご加入初年度の保険期間開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- (注) ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いには、対象となる特約「がん」と診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- がんと診断確定された時、ご加入初年度の保険期間開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
- (注) ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いには、対象となる特約「がん」と診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群原因とする

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- るがんについては保険金をお支払いできません。
- 【介護一時金支払特約】  
● 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。  
(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に問わず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- 【弁護士費用総合補償特約】  
●ご加入初年度の保険期間開始時(中途加入の場合は中途加入日)より前に、原因事故が発生していた場合は保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っている場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。を解除することをお求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
<重大事由による解除等>  
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
- 中途加入の場合は、毎月15日までの受付日は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付日は翌々月1日)に保険責任が始まります。
- がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故に賠償責任を負った場合、ご加入初年度に発生した事故の「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんことにご注意ください。  
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合  
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍簿、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故発生報告書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、検体状況報告書、原因事の内容を確認できる客観的書類 など

	必要となる書類	必要書類の例
③	傷害または疾病の程度、保険金の対象の箇所、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療録詳細明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業補償証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害者印鑑簿、賃貸借契約書(写)、売上高年報など ③ 状況を示す写真(写) など ④ 弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼をその発生日時、所要時間および事業の内容を正確に記録できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用とそれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または調停の写し、調停書や和解調書、審判書、示談書または判決書など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機密や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内訳書などを記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者が相手の方へ賠償金を支払った後に支払います。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等に相当な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等では、ご保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパンへ他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることができます。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本/フレットの各欄の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束された保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。この場合は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報)を含みます。)\*の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限ります。個人情報取扱いに関する詳細(国外在住の個人情報を含みます。)\*については損保ジャパン(公式ウェブサイト)(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。ご取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。